

加工用米について

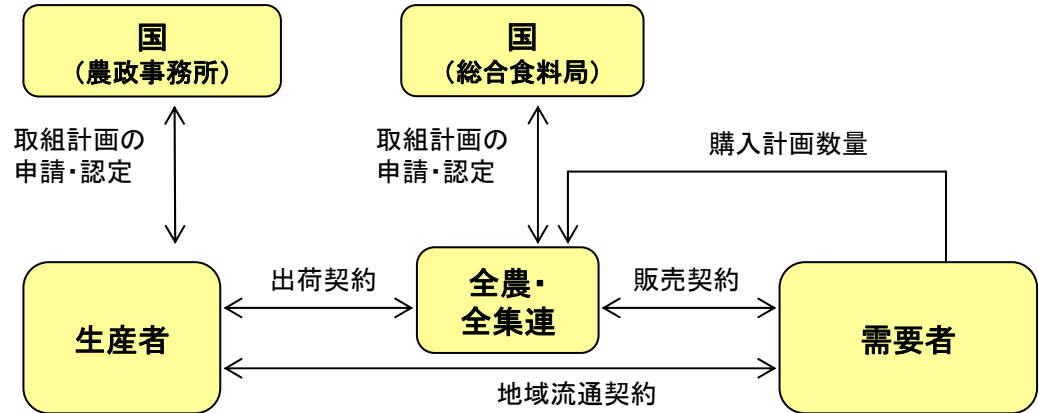
- 主に主食用等の米では対応し難い加工用需要向けに対応
- 需要量に関する情報に基づき配分される主食用の生産量(生産数量目標)の外枠において、加工用米として生産(生産調整の対象として扱う)

○ 加工用米の用途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるもの。

- (1) 清酒、焼酎その他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米
又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライススターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他

○ 仕組み



○ スケジュール

- 5/31 購入計画数量に基づき、出荷契約を締結
 - 6/30 取組計画の申請・認定
 - 11/30 販売契約の締結、誓約書の提出
 - 12/15 加工用米の売渡(集荷)
- このほか、販売実績を毎月報告する。